

下関市週休2日工事の実施要領（土木工事）

（趣旨）

第1条 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保が課題となっており、建設産業における将来の担い手確保に寄与するため、労働環境の改善の取組として、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

（「週休2日工事（現場閉所型）」の定義）

第2条 「週休2日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（「週休2日工事（交代制）」の定義）

第3条 「週休2日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

2 「週休2日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

3 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をい

う。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期^{※1}を基本とする。

※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

4 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（対象工事）

第4条 原則、全ての工事を対象とする。

ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事や「下関市小型工事等事務取扱要領」に定める工事については対象外とする。

（発注方式）

第5条 「週休2日工事」については、次のいずれかによる方式を選択する。

(1) 設計金額5,000万円以上の工事は、原則、全て発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）」または「週休2日工事（交替制）」とする。

(2) 設計金額200万円以上5,000万円未満の工事は、受注者希望型の「週休2日工事（現場閉所型）」または「週休2日工事（交替制）」とする。

2 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事（現場閉所型）は週休2日工事（交替制）に、週休2日工事（交替制）は週休2日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

（発注方法）

第6条 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、現場説明書（様式第1号）の工事内容に発注者指定型の「週休2日工事」または受注者希望型の「週休2日工事」である旨を明示する。

2 工期設定の考え方については、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

(実施方法)

第7条 発注者指定型の「週休2日工事」においては、受注者は、契約後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、通期もしくは月単位のどちらを実施するか協議するとともに、受注者が作成した「計画工程表」を基に、必要工期について受発注者間で確認を行う。

2 受注者希望型の「週休2日工事」においては、受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「週休2日」の実施希望の有無について協議する。

なお、「週休2日」の実施を希望する場合は、週休2日工事の内容として、通期もしくは月単位のどちらを実施するか協議するとともに、受注者が作成した「計画工程表」を基に、必要工期について受発注者間で確認を行う。

3 発注者は、前2項により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工程の変更理由が以下の(1)～(5)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

(1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

(2) 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合

(3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

(4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合

(5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(「週休2日工事（現場閉所型）」の確認方法)

第8条 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。

2 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表等を提出する。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(「週休2日工事（交替制）」の確認方法)

第9条 受注者は、工事完了後、技術者及び技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表等を提出する。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(「週休2日工事(現場閉所型)」の補正方法)

第10条 発注者指定型の「週休2日工事」においては、発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が月単位を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。

なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

2 受注者希望型の「週休2日工事」においては、発注時は、週休2日の取り組みに係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。

受注者が通期もしくは月単位のどちらかを実施するとした場合において、週休2日の達成状況に応じて、補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。

ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

(「週休2日工事(交替制)」の補正方法)

第11条 発注者指定型の「週休2日工事」においては、発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が月単位を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。

なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

2 受注者希望型の「週休2日工事」においては、発注時は、週休2日の取り組みに係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。

受注者が通期もしくは月単位のどちらを実施するとした場合において、週休2日の達成状況に応じて、補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。

ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

(補正係数)

第12条 補正係数は【別紙】のとおり。

(「週休2日工事(現場閉所型)」の工事成績評定)

第13条 受注者が月単位を実施するとした場合において、現場閉所の達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「Ⅱ. 工程管理」、「Ⅰ. 創意工夫」において評価を行う。

- 2 発注者指定型において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定の考査項目別運用表の「法令順守等—その他」の項目で点数を減ずる措置を行うものとする。
- 3 受注者希望型では、受注者の責において週休2日の現場閉所を達成できなかった場合であっても減点を行わない。
- 4 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(「週休2日工事(交替制)」の工事成績評定)

第14条 受注者が月単位を実施するとした場合において、技術者及び技能労働者の休日確保の達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「Ⅱ. 工程管理」、「Ⅰ. 創意工夫」において評価を行う。

- 2 発注者指定型において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定の考査項目別運用表の「法令順守等—その他」の項目で点数を減ずる措置を行うものとする。
- 3 受注者希望型では、受注者の責において技術者及び技能労働者の週休2日の休日確保が達成できなかった場合であっても減点を行わない。
- 4 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(工事標示板)

第15条 週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

附則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

週休 2 日制工事における経費の補正係数（土木工事）

現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式、土木工事標準単価については、【別紙 2～4】に示す補正係数を乗じるものとする。

【週休2日工事(現場閉所型)の補正係数】

現場閉所率	(現場閉所)・通期 28.5%(8日/28日)以上	(現場閉所)・月単位 (28.5%(8日/28日)以上)
労務費	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

※現場閉所率=閉所日/対象期間日数

【週休2日工事(交替制)の補正係数】

休日率	(交替制)・通期 28.5%(8日/28日)以上	(交替制)・月単位 28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02	1.04
現場管理費率	1.01	1.03

※港湾工事については、【別紙 5】の「港湾工事における「週休 2 日工事」の補正方法等の取扱いについて」による。

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

【別紙 3】

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

(森林)

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

(下水道工事)

名 称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

港湾工事における「週休 2 日工事」の補正方法等の取扱いについて

港湾工事については、以下に示すとおり、対象期間中の全ての単位期間で 4 週 8 休以上が確保できた場合において、各経費を補正するものとする。

1 対象期間（別表－1 参照）

- (1) 起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日とする。
- (2) 現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日 2 週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。
- (3) 工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

2 用語の定義

- (1) 単位期間（別表－1 参照）
土曜日を起算日とし、4 週目の金曜日までの連続する 4 週間（28 日）をいう。
- (2) 4 週 8 休以上（別表－2 参照）
各単位期間において、8 日以上現場閉所があることをいう。
なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く 3 日間）、年末年始休暇（土日を含む 6 日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

3 補正方法等

山口県設計標準歩掛表（港湾編）もしくは国土交通省港湾局の港湾請負工事積算基準を適用する工事の労務単価等については、次の方法により補正するものとする。

- (1) 労務単価
積算において使用している職種の労務単価に、下記の補正係数を乗じる。（小数第 1 位四捨五入）
- (2) 機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率
それぞれの経費に、下記の補正係数を乗じる。

労務単価	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
1.04	1.02	1.02	1.03

(3) 市場単価

次の算式による。なお、4週8休以上を確保できた場合における工種毎の補正係数については次表によること。

$$\text{補正後市場単価} = \text{標準市場単価} \times \text{週休2日補正} \times \text{施工規模等補正}$$

※端数処理については、週休2日補正、施工規模等補正の順に、各補正毎に小数第1位以下切捨てとする。

※港湾工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

市場単価の補正係数（港湾工事）

工種		補正係数	工種		補正係数
1	底面工	1.03	17	車止撤去	1.04
2	マット工 (アスファルトマット設置・ゴムマット設置)	1.00	18	電気防食取付	1.04
3	支保工	1.04	19	防砂目地版取付工(陸上施工)	1.04
4	足場工	1.02	20	防砂目地版取付工(水中施工)	1.03
5	鉄筋工	1.04	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
6	吊鉄筋工	1.04	22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.03
7	型枠工	1.03	23	ペトロラタム被覆	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
9	止水板工	1.04	26	かき落とし工	1.04
10	上蓋工	1.04	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
11	伸縮目地工	1.02	28	汚濁防止膜枠設置・撤去	1.02
12	係船柱取付	1.04	29	灯浮標設置・撤去	1.03
13	防舷材取付	1.04	30	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14	車止め・緑金物取付	1.04		汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
15	係船柱撤去	1.04	31	異形ブロック製作 型枠工	1.04
16	防舷材撤去	1.04		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
				異形ブロック製作 給熱養生	1.03

(4) その他

工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は、労務費補正の対象としない。

また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。

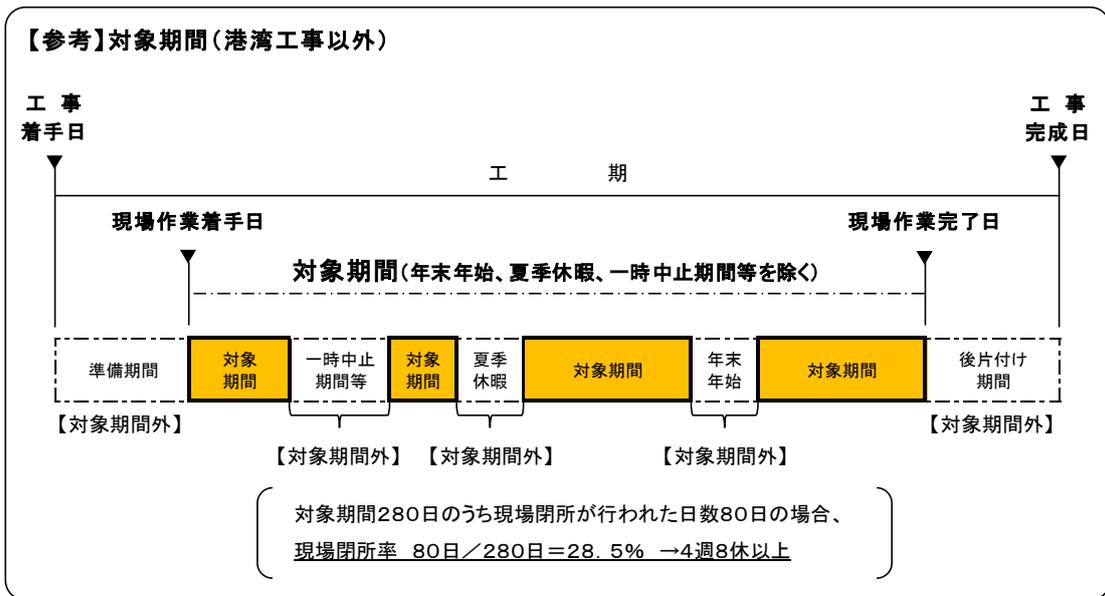
なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。

別表－１ 対象期間の例（港湾工事）

□ 単位時間

	土	日	月	火	水	木	金		
			現場作業着手日						対象期間外
1週目	起算日							1期間目	
2週目									
3週目								2期間目	
4週目									
5週目								対象期間	
6週目									
7週目								5期間目	
8週目									
(以降、4週毎に単位期間を設定)									
17週目								対象期間外	
18週目									
19週目								対象期間外	
20週目									
21週目								対象期間外	
22週目									
23週目					確認期限			対象期間外	
24週目									
25週目					完成通知書提出日			対象期間外	
26週目				工期末日					

注：21週目以降は、確認期限において4週（28日）が確保できないので対象外とする。
 →完成通知書提出日の2週間前までの時点で4週8休を確認できる期間を対象とする。



別表－２ ４週８休以上、達成・未達成の確認例（港湾工事）

単位時間

例1) 対象期間内に祝日がない場合

○4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1期間目
2週目								
3週目		休日作業		休日の振替				
4週目								
5週目								2期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1期間目：日曜日に休日作業を行い、同じ単位期間内に休日の振替を取っているため、達成

○4週8休以上、未達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1期間目
2週目								
3週目		休日作業						
4週目								
5週目				休日の振替				2期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1期間目：日曜日に休日作業を行い振替を取っているが、同じ単位期間内でないため、未達成

例2) 対象期間内に祝日がある場合

○4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1期間目
2週目		祝日	振替休日					
3週目								
4週目								
5週目	祝日							2期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1期間目：期間内に「祝日の振替休日」が1日あるため、9日以上現場閉所で達成

2期間目：期間内の祝日が土曜日（週休日）であるため、8日以上現場閉所で達成

例3) 対象期間内に年末年始がある場合（R1.12～R2.1の例）

○4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1期間目
2週目								
3週目								
4週目								
5週目		12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	2期間目
6週目								
7週目								
8週目								

2期間目：期間内に年末年始（12/29～1/3）を含むため、13日以上現場閉所で達成